

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和 7 年 2 月 20 日

福岡地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第 6 条第 1 項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

- 1 犯罪被害財産支給手続番号 福岡地方検察庁 令和 6 年第 1 号
- 2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日 令和 7 年 2 月 20 日
- 3 支給対象犯罪行為の範囲
 - (1) 支給対象犯罪行為が行われた期間
平成30年11月27日頃から令和 2 年 1 月 25 日頃までの間
 - (2) 支給対象犯罪行為の内容
山下こと石橋典哉及び藤吉弘光が、業として金銭の貸付けを行った出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第 5 条第 2 項後段違反のうち、法定の1年当たり20パーセントを超える割合による利息を山下こと石橋典哉名義の口座に振込入金を受け
る方法により受領した行為
- 4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
 - (1) 検察官が既に把握している貸付名義人等
 - ア 貸付名義人
山下こと石橋 典哉、藤吉 弘光
 - イ 犯行に使用した電話番号
090-3193-1551、080-5288-8694、090-9570-8694、080-8583-9749
 - ウ 利息を受領した金融機関
ゆうちょ銀行 石橋 典哉名義 記号番号 17710-2739071
 - (2) 主な犯行態様
 - ア 借金の依頼を受け、利息を天引きした上で現金で金銭を貸し付ける。
 - イ 利息の支払いは、上記 4 (1)ウ記載の口座へ振込入金で返済させる。
- 5 開始決定の時ににおける給付資金の額 金30万5,000円
- 6 支給申請期間 令和 7 年 2 月 20 日から同年 4 月 21 日までの間
- 7 犯罪被害財産の没収の裁判に関する事項
 - (1) 裁 判 所 名 福岡地方裁判所久留米支部
 - (2) 裁 判 年 月 日 令和 2 年 8 月 11 日
 - (3) 確 定 年 月 日 令和 2 年 8 月 26 日
 - (4) 被告人の氏名 山下こと石橋 典哉
 - (5) 没収の理由とされた事実の要旨及び罪名
(事実の要旨)

山下こと石橋典哉及び藤吉弘光は、共謀の上、業として金銭の貸付けを行うに当たり、平成30年11月27日から令和2年1月25日までの間、15回にわたり、貸付名目金額から天引きする方法又は前記4(1)ウの通常貯金口座に振込入金を受ける方法により、松原剛から、法定の1年当たり20パーセントの割合による利息合計10万3974円を22万8526円超える合計33万2500円の利息を受領した。

(罪名)

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反（同法第5条第2項後段）

8 この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）

〒810-8651 福岡県福岡市中央区六本松四丁目2番3号

福岡地方検察庁 刑事政策推進室 電話番号 092-734-9092（直通）

- 上記3の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（福岡地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記8のとおり）。
- 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（福岡地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。